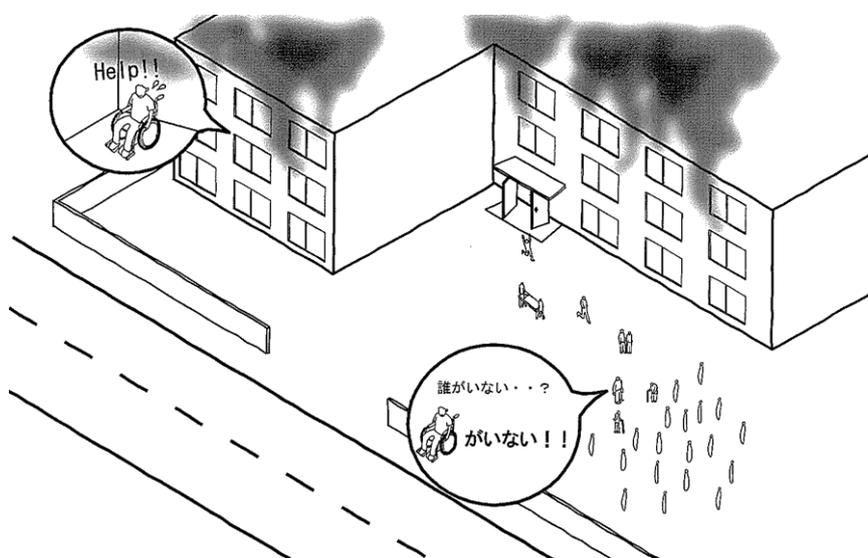


高齢者施設における火災安全チェック

(解説編)



平成21年1月

NPO日本防火技術者協会

■ はじめに

今度入所しようかと思っている高齢者施設へはご見学されましたか。金額の面、交通の便、建物まわりの環境も大事ですが、火災によって思わぬ被害を被ってしまう可能性もあります。火災は、地震等の自然災害と異なり、心がけ次第で被害を防ぐことができます。入所を検討されている施設が火災に対して強いかどうかチェックしてみましょう。

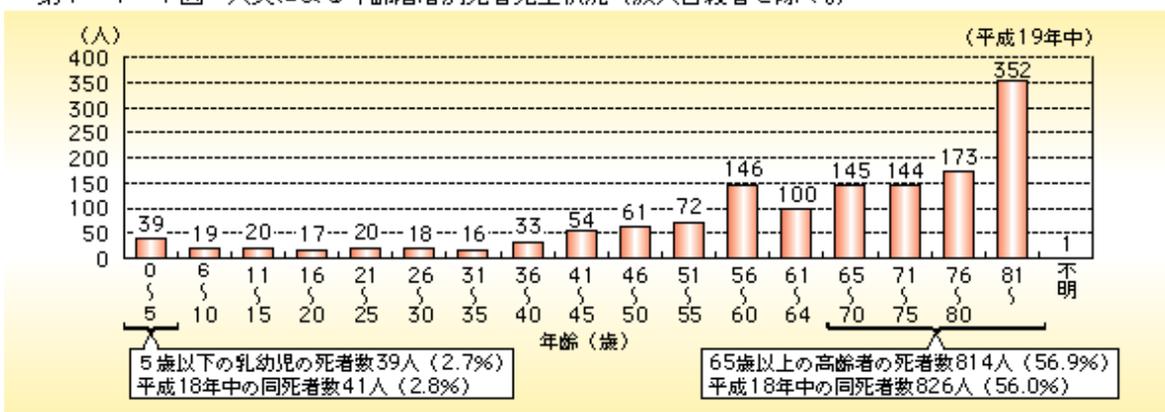
高齢者の死者が56.9%

平成20年版消防白書によると、平成19年中の出火件数は、昭和42年以降で最少となった平成18年に比べ、1,306件（2.5%）増加し、5万4,582件となっています。

平成19年中の火災による死者数は、2,005人であり、平成9年に2,095人を数えて以降11年連続して2,000人を超えているのが現状です。

火災による死者数（放火自殺者を除く。）を年齢別にみると、65歳以上の高齢者が814人（56.9%）を占めており、特に81歳以上が352人（24.6%）と極めて多くなっています。

第1-1-7図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者を除く。）

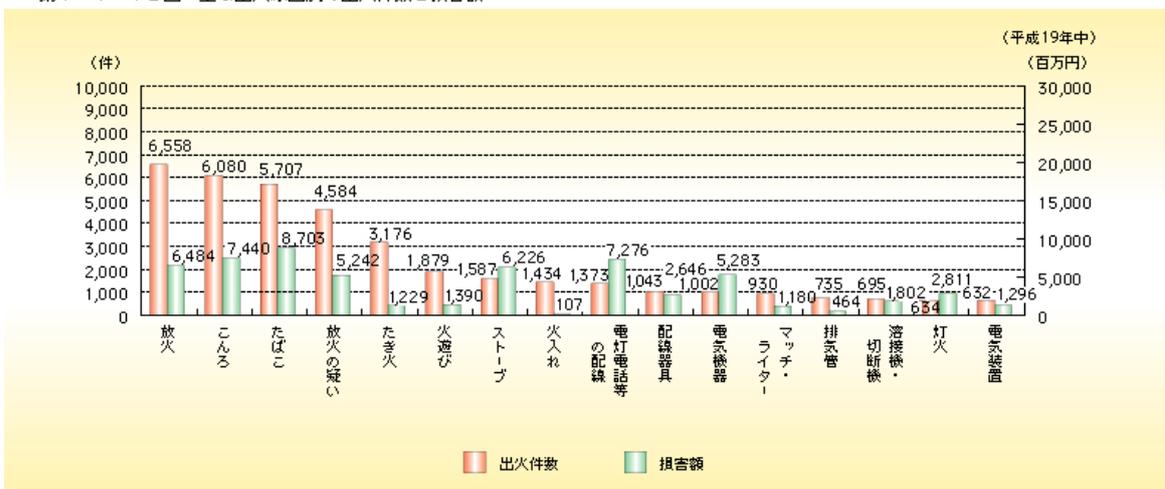


出火原因

平成19年中の総出火件数5万4,582件のうち、失火による火災は3万5,880件（全体の65.7%）であり、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生しています。

これを主な出火原因別に見てみると、放火（6,558件）、こんろ（6,080件）、たばこ（5,707件）、放火の疑い（4,584件）の順となっています。

第1-1-12図 主な出火原因別の出火件数と損害額



■ 質問1

喫煙及び喫煙後の吸い殻の管理が、きちんと実施されていますか？

■ 解説 (出火の防止)

たばこの火の不始末が、出火原因の上位となっています。出火の可能性を最小限にするためには、喫煙場所及び喫煙時の後処理をきちんとしておくことが重要です。

質問

1-1 喫煙する場所は決まっていますか？

1-2 入所者が喫煙する際には、職員が立ち会っていますか？

解説 (出火の防止)

人は、他のことに注意が移ると今までおこなっていたことやこれからおこなうことを忘れてときがあります。たばこの火を消し忘れた場合、火災になる可能性が高いため、吸う場所を決めておき、常に周囲の注意が行き届くようにしておくことが重要です。



喫煙所が決まっており、喫煙時には職員が立ち会っていますか

■ 質問1-3

灰皿に吸い殻がたまった状態で放置されないよう
になっていますか？

■ 解説 (出火の防止)

灰皿にたまった吸い殻に火が燃え移ると、大きな火炎と、煙を発生し、火災になる可能性があります。定期的に、灰皿にたまった吸い殻をきちんと処理することが重要です。

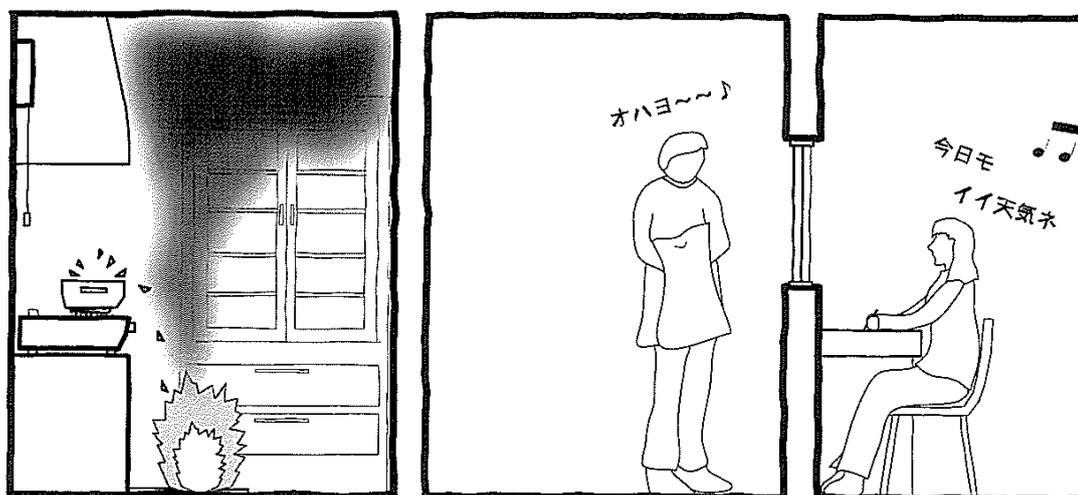
質問2

裸火を使う可能性のある場所は、職員が目がいつも行き届くようになっていませんか？

解説 (出火の防止)

裸火を使用する場合、可燃物（燃えるもの）に火が燃え移り火災に繋がる危険性があります。

裸火を使用する場所は、職員目の届くところに設置し、万が一何かあった場合には対応できるようにしておく必要があります。



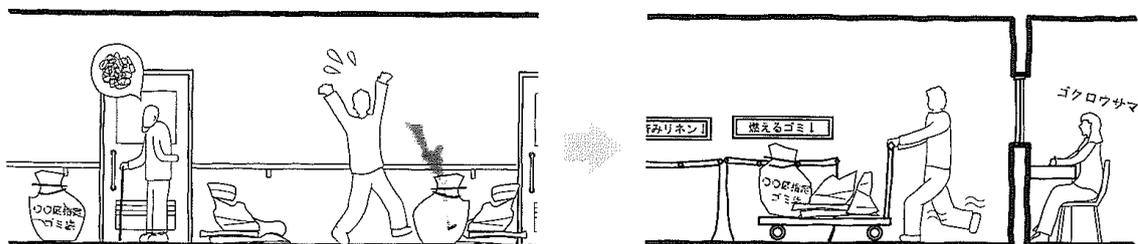
裸火を使う場所は職員が目いつも行き届くようになっていませんか

質問3

放火されるおそれのある可燃物（可燃性のゴミ、洗濯前又は洗濯後のリネン（シーツ）類）は、職員の目の届くところに置かれていますか？

解説（出火の防止）

可燃物（燃えるもの）が無ければ、火種があっても火災は拡大しません。燃えるものが大量にある場所で火災が発生すると大火事になる可能性があります。そこで、大量の可燃物がある場合には、特に職員の目の届くところに保管する必要があります。



可燃性のゴミやリネン類は職員の目のつくところに保管されていますか

■ 質問4

建物の周囲及び内部に、職員の目の届きにくい場所はないようになっていませんか？

■ 解説 (出火の防止)

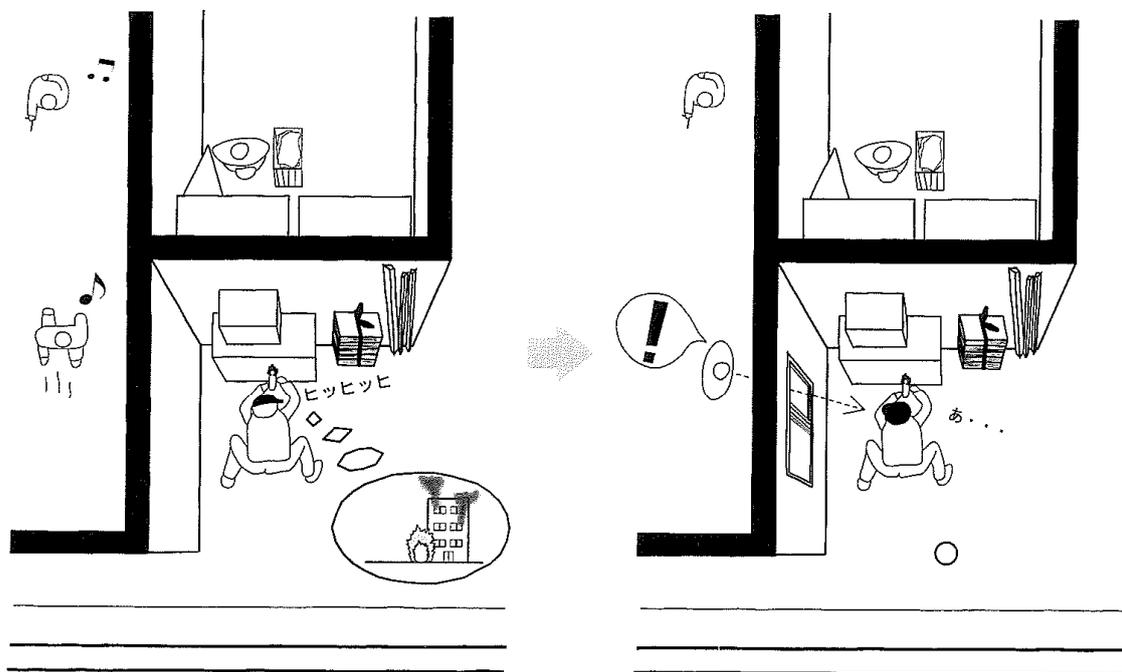
人の居ない所や見えない所で火事や事故が発生すると、対応が遅れるだけでなく大惨事に繋がる可能性があります。そのため、目が届きにくい所がある場合、カメラを設置するなどの対策を講じる必要があります。

質問4-1

死角となりやすい場所には、可燃物を置かないようにしていますか？

解説 (出火の防止)

死角となりやすい場所に置かれた可燃物は、放火の標的とされやすいです。このような場所に可燃物を放置しないようにする必要があります。



建物周囲、内部に死角はありませんか

■ 質問4-2

ゴミや段ボールなどは、決められた時間に、決められた集積場所に出していますか？

■ 解説 (出火の防止)

ゴミや段ボール等の不要品等を、安易に放置しておくと、放火の標的にされることがあります。いつもきちんと管理しておく必要があります。

■ 質問4-3

物置、倉庫、空室など普段人のいない場所は施錠されていますか？

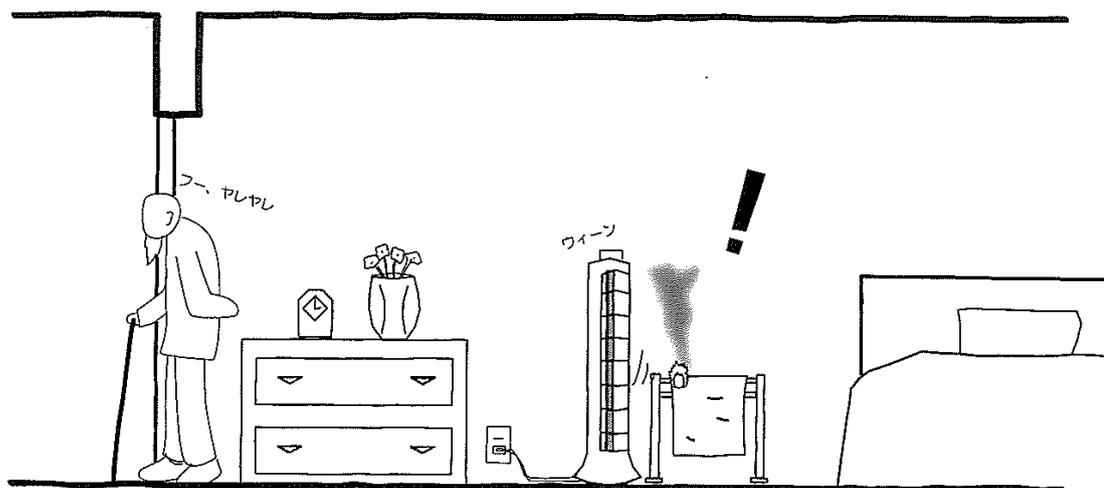
■ 解説 (出火の防止)

質問5

居室内に、個別の暖房器具または電熱器具を持ち込むことを禁止されていますか？

解説 (出火の防止)

個別に暖房器具などの器具を部屋に持ち込むと、その器具からの発熱が原因で火事になる可能性があります。そのため、器具の持ち込みはやめましょう。



出火につながる暖房、電熱器具を居室内に持ち込めてしまいますか

質問6

居室の電気のコンセントは、居室の入口から見やすいようになっていませんか？

解説 (出火の防止)

電気コンセントから差込が外れていたり、中途半端に差し込んでいる場合、コンセントから出火することがあります。特に、外出時には不要な電源を抜くことやコンセントがきちんと差し込んであることを確認できることが大切です。そのためにも入口から見やすい位置にコンセントがあることが望まれます。



電源コンセントは入り口から見やすいようになっているか

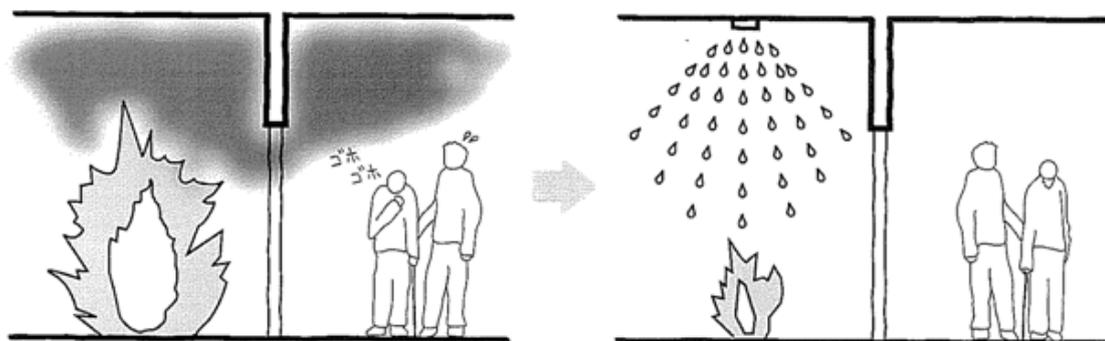
質問7

居室内にスプリンクラー（水噴霧防火設備）が設置されていますか？

解説（火災拡大防止）

火災が発生した場合、早めの対応が非常に有効です。特に、火災が拡大する前に消火することができれば被害を最小限に抑えることができます。その対応として、消火器やスプリンクラーが有効です。

スプリンクラーが建物に設置されているか確認してみましょう。スプリンクラーは天井または壁に設置されていますが、感知器や他の器具も同様に設置されているため、本資料の写真（図）を参照してください。



スプリンクラーがあると火事が消えやすいので安全

注) 無許可で掲載しています



©Bousai Souken Inc

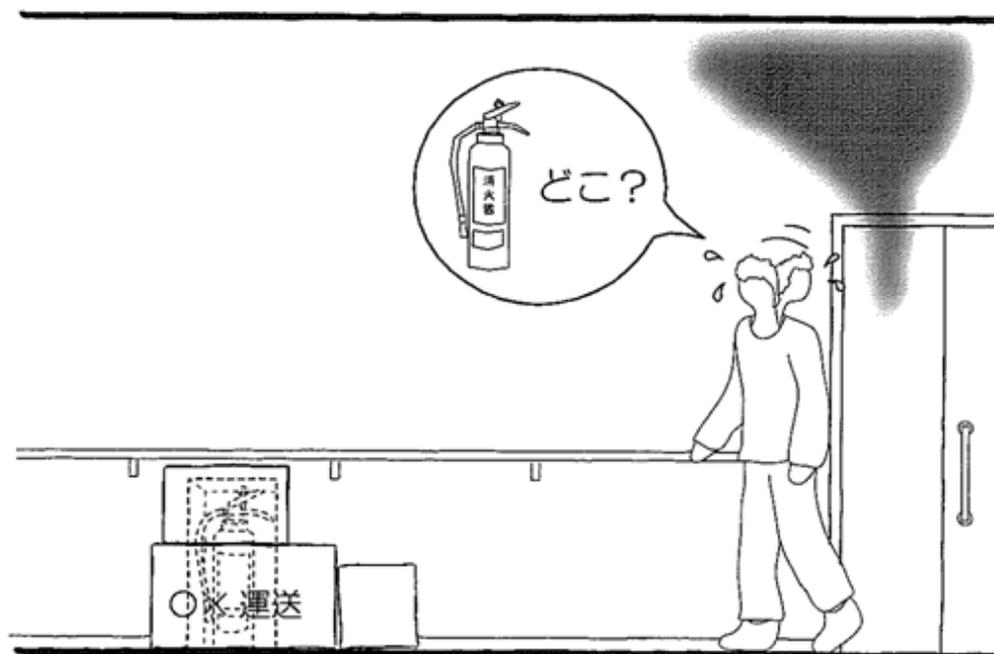
<http://www.anshintasuke.com/mente/kakudai3.html>

質問8

消火器が目につく場所においてあり、その場所は、どこからでも確認できますか？

解説 (火災拡大防止)

火災を発見したら、すぐ消火。その際使用するのが消火器です。消火器は普段目にしていても火災などのとっさの時には設置場所を思い出せないことがあります。いざという時に、どこからでも確認でき、すぐに使えるようにしておく必要があります。



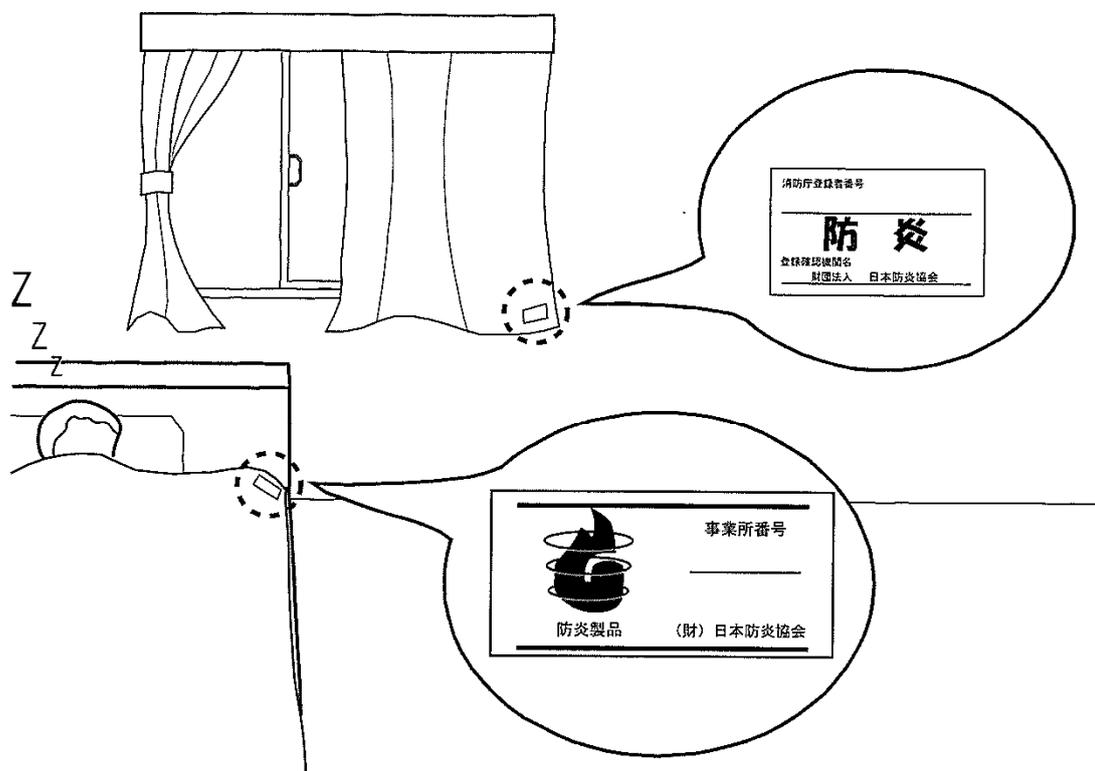
消火器が目につく場所においてあり、どこからでも確認できますか

質問9

カーテン、寝具等は、燃えにくい材料（防災物品、防災材料、防火材料）が使われていますか？

解説（火災拡大防止）

器具などから発生した火災が、カーテンや寝具に燃え移ると個人で消火するのが困難になります。そこで、万が一火災が発生した場合でも、カーテンや寝具が燃えにくい材料でできていれば、火災の拡大防止や火災の拡大を遅らせることができるので有効です。



カーテンや寝具等は燃えにくい材料がつかわれているか

■ 質問10

火災が起きた場合、入居予定者は自力で避難でき
そうですか？

■ 解説 (避難容易性)

自力で避難が困難な場合は、介助が必要になります。そのため、緊急時における介助の体制ができているか事前に確認しておくことが大切です。

■ 質問10-1

昼間に火災が起きた場合、自力避難できない入居者毎に、少なくとも一人の職員が対応できる様になっていますか？

■ 解説 (避難容易性)

日常だけでなく火災時における職員の役割分担が出来ているかが重要です。火災時の対応をするためには、日ごろの訓練にあわせ、消火をする人、介助をする人など職員（場合によっては居住者）の役割を明確にしておく必要があります。

■ 質問10-2

夜間に火災が起きた場合、自力避難できない入居者の避難を支援する人材が、常駐職員以外（例：近隣住民の応援）に確保されていますか？

■ 解説 （避難容易性）

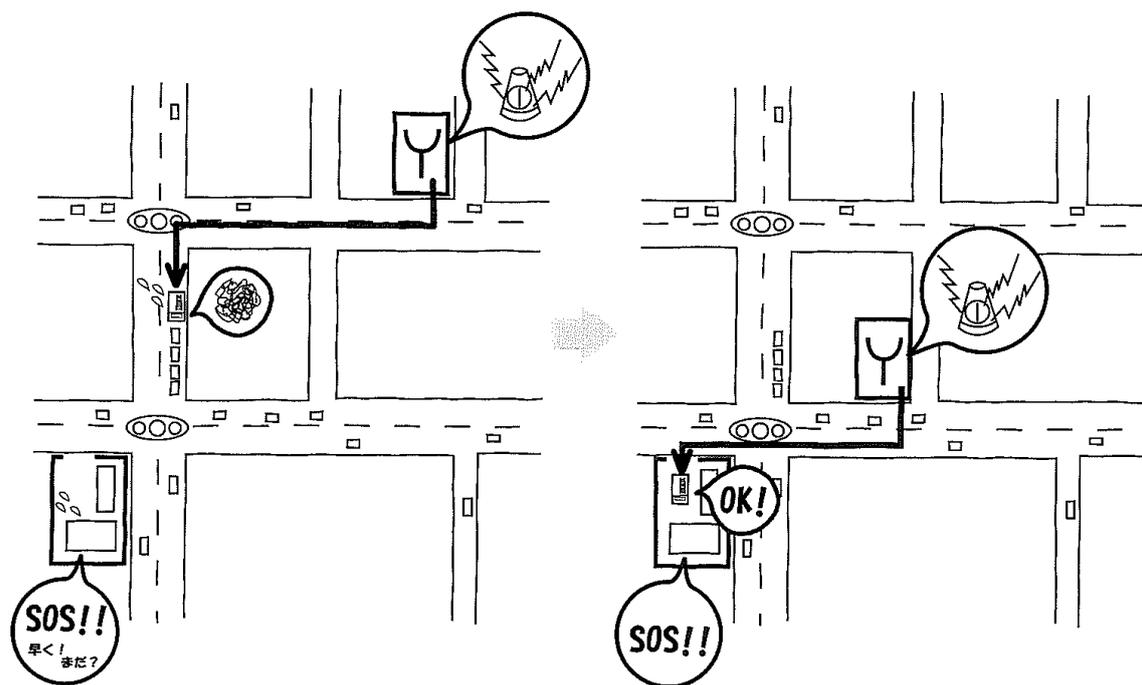
夜間は職員の数が少なくなります。そんな時に火災が発生した場合、近隣住民の応援があると非常に助かります。日ごろから近隣住民とのコミュニケーションを図り、いざという時に支援をしていただける関係を築きましょう。

質問11

近くに消防署がありますか？

解説 (避難容易性)

消防署が近くにあれば、対応も早く心理的にも安心です。



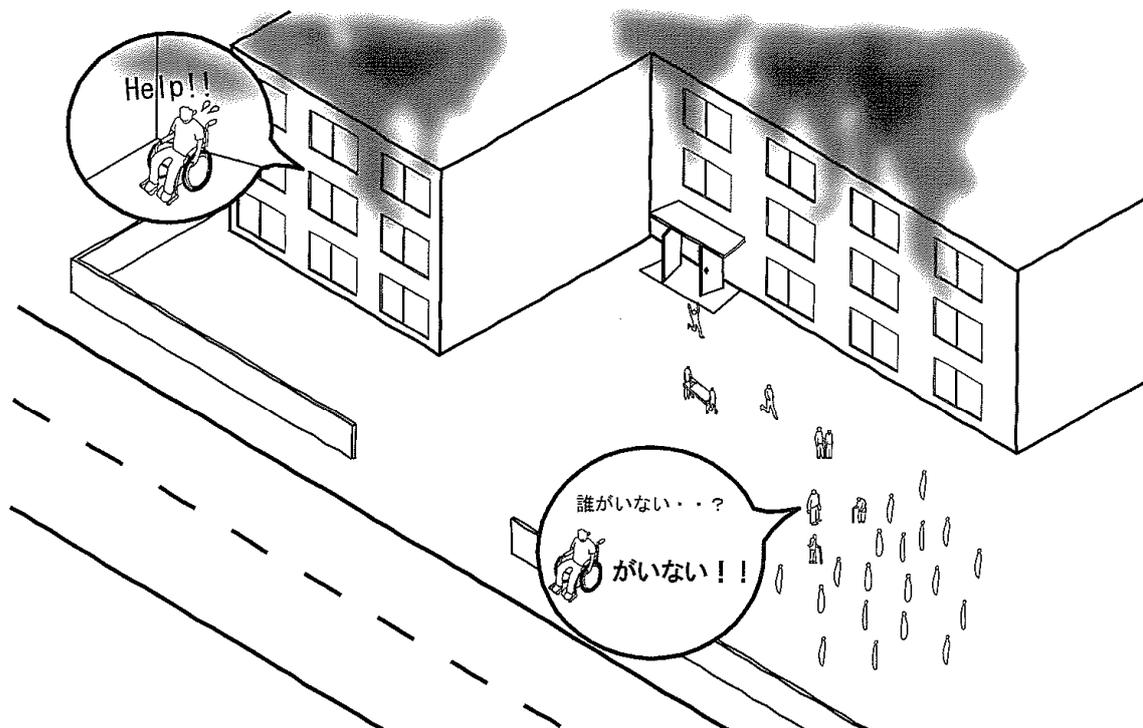
近くに消防署や救急施設がありますか

質問12

敷地内又は周囲に避難できる場所がありますか？

解説 (避難容易性)

避難経路の確保はもちろんのこと避難先（避難場所）の確保も重要です。特にストレッチャーや車椅子を使用する場合には、十分なスペースが確保されている必要があります。さらに、雨天時や寒暖を考慮した対応ができているとより良いでしょう。



敷地内または周囲に避難できる場所がありますか

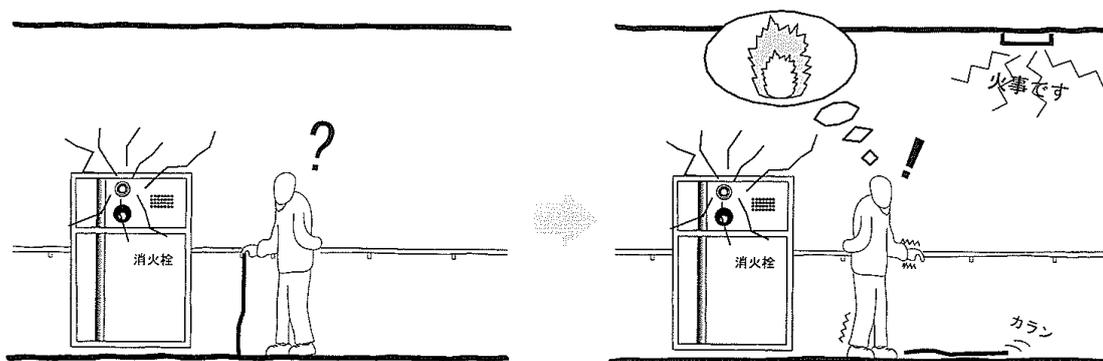
質問13

火災警報機以外に非常用の放送設備がありますか？

解説 (避難容易性)

①非常ベルでは状況が分かりません。パニックを防ぐためにも放送設備を活用し職員が居住者に対し適切に状況を伝える必要があります。

②通常の火災警報器では、音だけの対応となるため、高齢者によってはその音に気付かない可能性があります。そこで、光や振動など音以外の伝達手段を併用するとより効果的です。



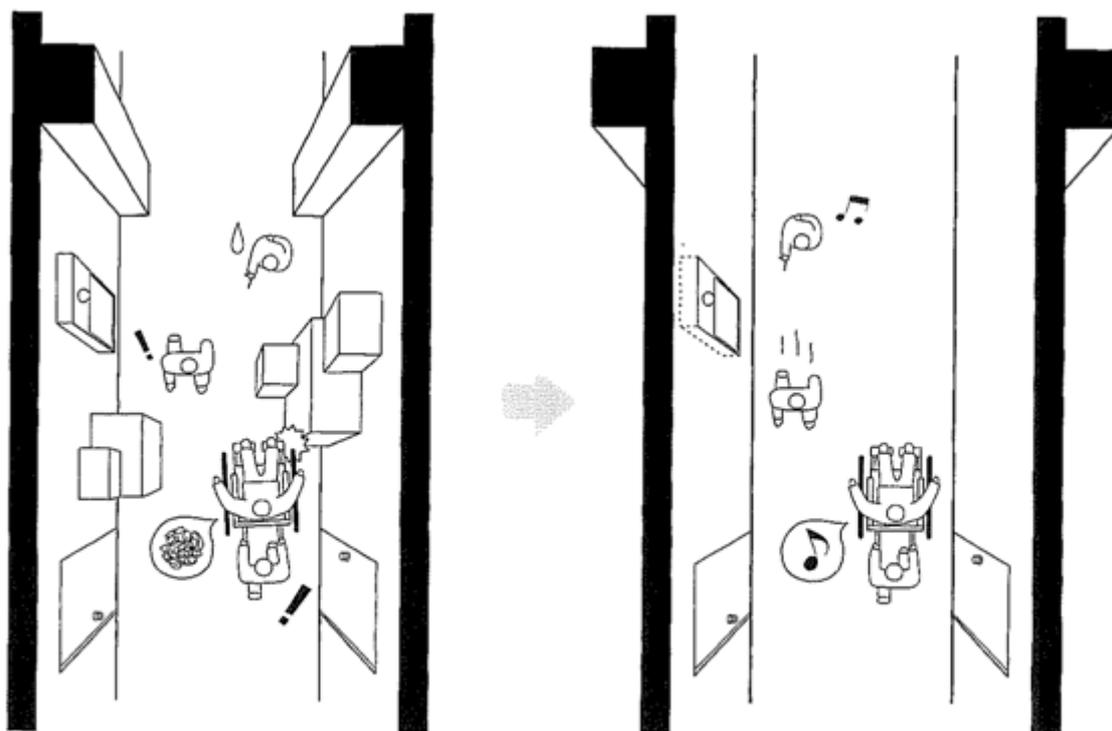
火災報知機以外にも非常用放送設備があると安心です

質問14

通路にもものが置かれていて、車椅子や担架など同時に多数の通行がある場合に支障がありませんか？

解説 (避難容易性)

通路にもものが置かれていると火災の原因になるばかりか、避難時に支障をきたします。スムーズな避難ができるよう、日ごろから通路には物を置かないようにしましょう。



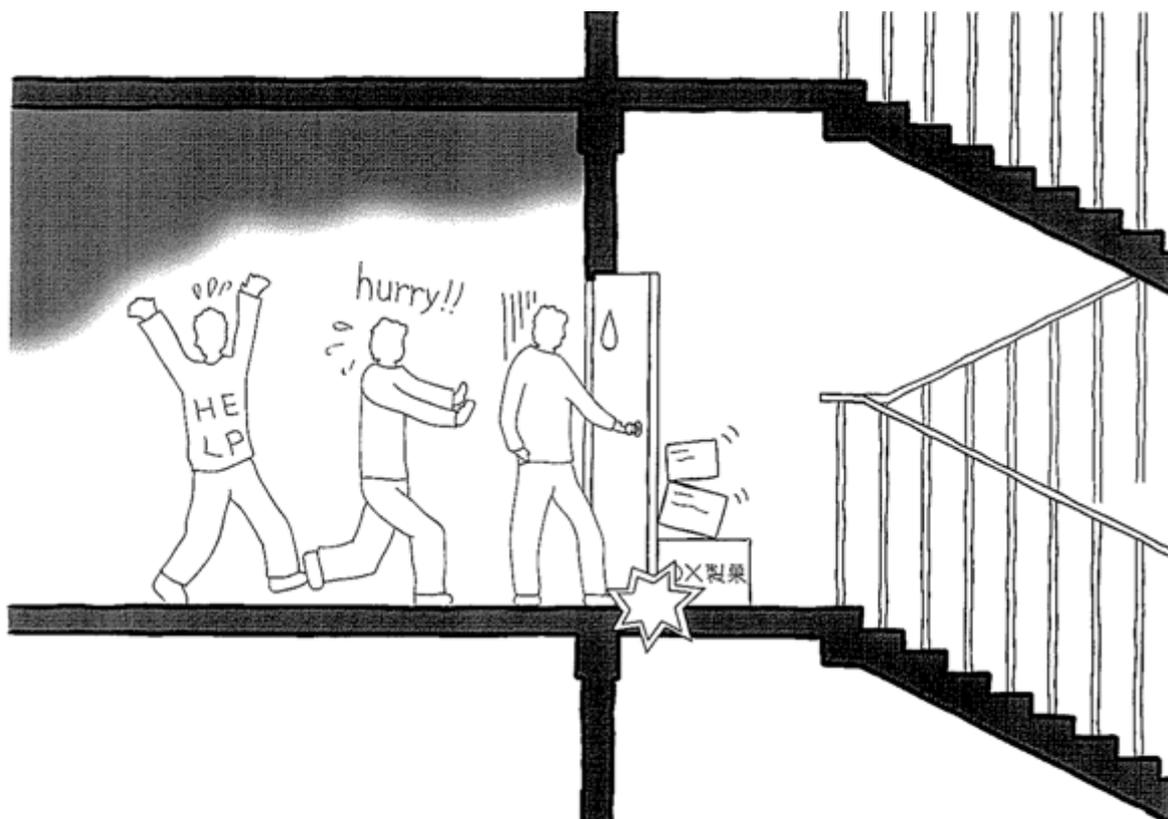
廊下にもものが置かれていると危険です

質問15

階段にもものが置かれていて、扉の開閉に支障がありませんか？

解説 (避難容易性)

階段に物が置かれ扉が閉まらない状態になると、火や煙が階段に流入し避難できなくなるだけでなく、上階に火災が延焼してしまいます。火災拡大を防止するためにも扉の開閉がきちんとできるようにしておく必要があります。



階段にもものが置かれていると危険です

質問16

火災時に、居室から2つ以上の方向に逃げることができそうですか？

解説 (避難容易性)

あるルートが火災により先に行けない場合、別ルートから避難することが必要です。健常者にとっては問題ない避難はしごがあっても、高齢者では使うのが困難な可能性があります。自分が逃げる時のルートを2方向以上探しておきましょう。

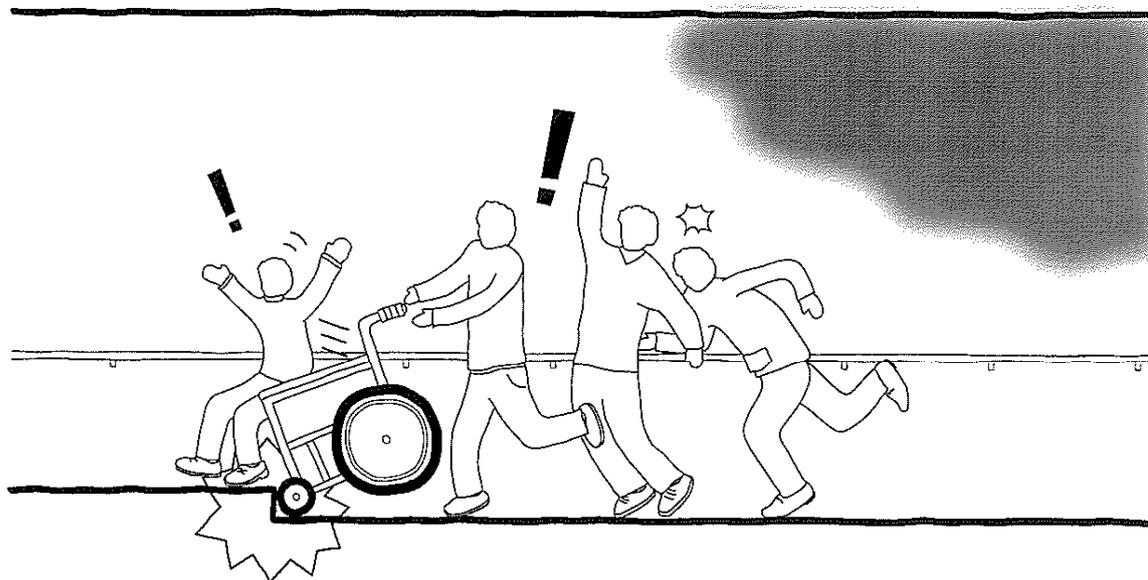


質問17

火災時に逃げることとなる経路に、乗り越えることが困難な段差がないようになっていませんか？

解説 (避難容易性)

ちょっとした段差があることでストレッチャーや車椅子が乗り越えられない可能性があります。予定していたルートからの避難が困難な場合でも、別ルートからの避難が可能になるように、避難の可能性のあるルートに段差がある場合にはスロープを設けて解消しておきましょう。



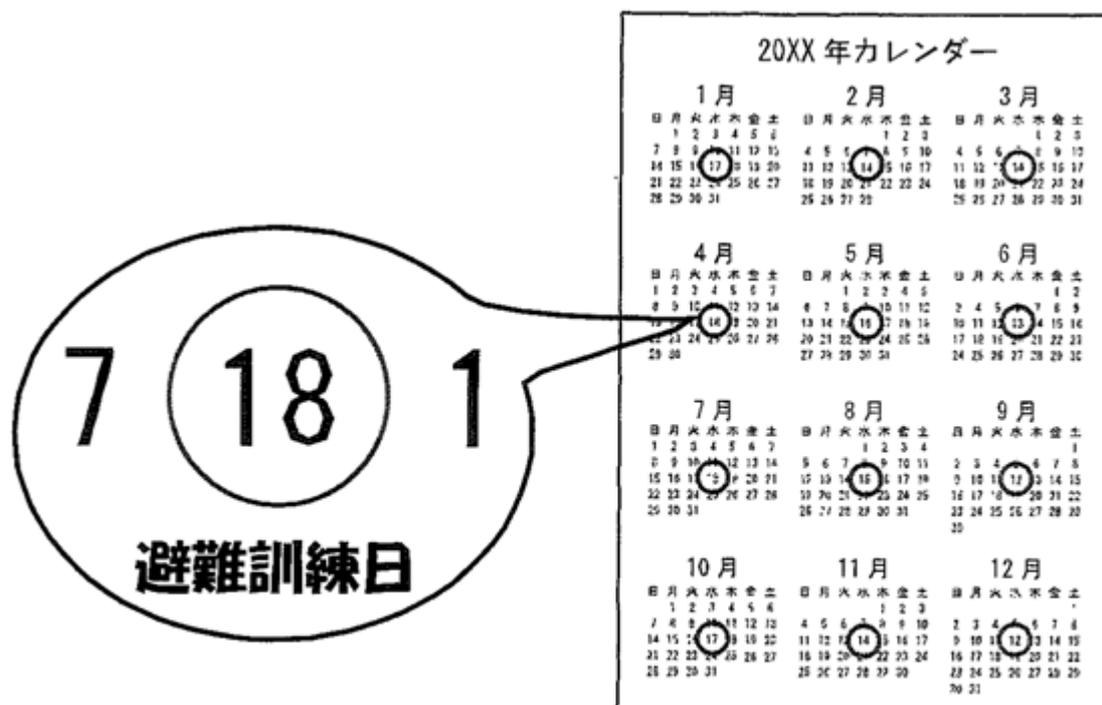
避難経路に段差など歩きにくい場所があると危険

質問18

定期的に避難訓練などが実施されていそうですか？

解説 (避難容易性)

一度体験をしておくとお対応がスムーズにできるようになります。様々な状況に対応をするためには、多くの体験をする必要があります。そのためにも定期的に避難訓練を実施し、緊急時に対処しておく必要があります。



定期的に避難訓練が実施されていますか？

■ 質問19

避難経路（階段、廊下、通路）に設置されている手すりのゆるみ、がたつき、破損等が無いようになっていますか？

■ 解説 （避難容易性）

歩行時に手すり等に掴まって避難する方々が多いはずですが、パニックになっているときに、歩行の手助けとなる手すりに、ゆるみ、がたつき、破損等があると、恐怖感を助長することとなります。安心して避難できるように、通常時から気をつけておく必要があります。

(参考) チェックリスト

■ 確かめよう！入所の前の安全チェック

	項 目	チェック欄
出火の防止		
1	喫煙及び喫煙後の吸い殻の管理が、きちんと実施されていますか？	
1-1	喫煙する場所は決まっていますか？	
1-2	入所者が喫煙する際には、職員が立ち会っていますか？	
1-3	灰皿に吸い殻がたまった状態で放置されないようになっていますか？	
2	裸火を使う可能性のある場所は、職員の目がいつも行き届く様になっていますか？	
3	放火されるおそれのある可燃物（可燃性のゴミ、洗濯前又は洗濯後のリネン（シーツ）類）は、職員の目の届くところに置かれていますか？	
4	建物の周囲及び内部に、職員の目の届きにくい場所はないようになっていますか？	
4-1	死角となりやすい場所には、可燃物を置かないようになっていますか？	
4-2	ゴミや段ボールなどは、決められた時間に、決められた集積場所に出していますか？	
4-3	物置、倉庫、空室など普段人のいない場所は施錠されていますか？	
5	居室内に、個別の暖房器具または電熱器具を持ち込むことを禁止されていますか？	
6	居室の電気のコンセントは、居室の入口から見やすいようになっていますか？	

(参考)

(つづき)

火災拡大防止		
7	居室内にスプリンクラー（水噴霧防火設備）が設置されていますか？	
8	消火器が目につく場所においてあり、その場所は、どこからでも確認できますか？	
9	カーテン、寝具等は、燃えにくい材料（防災物品、防災材料、防火材料）が使われていますか？	
避難容易性		
10	火災が起きた場合、入居予定者は自力で避難できそうですか？	
10-1	昼間に火災が起きた場合、自力避難できない入居者毎に、少なくとも一人の職員が対応できる様になっていますか？	
10-2	夜間に火災が起きた場合、自力避難できない入居者の避難を支援する人材が、常駐職員以外（例：近隣住民の応援）に確保されていますか？	
11	近くに消防署がありますか？	
12	敷地内又は周囲に避難できる場所がありますか？	
13	火災警報機以外に非常用の放送設備がありますか？	
14	通路にもものが置かれていて、車椅子や担架など同時に多数の通行がある場合に支障がありませんか？	
15	階段にもものが置かれていて、扉の開閉に支障がありませんか？	
16	火災時に、居室から2つ以上の方向に逃げることができそうですか？	
17	火災時に逃げることとなる経路に、乗り越えることが困難な段差がないようになっていますか？	
18	定期的に避難訓練などが実施されていそうですか？	
19	避難経路（階段、廊下、通路）に設置されている手すりのゆらみ、がたつき、破損等が無いようになっていますか？	

(参考)

解説

(出火の防止)

1. 喫煙及び喫煙後の吸い殻の管理が、きちんと実施されていますか？

たばこの火の不始末が、出火原因の上位となっています。出火の可能性を最小限にするためには、喫煙場所及び喫煙時の後処理をきちんとしておくことが重要です。

1-1. 喫煙する場所は決まっていますか？

1-2. 入所者が喫煙する際には、職員が立ち会っていますか？

人は、他のことに注意が移ると今までおこなっていたことやこれからおこなうことを忘れるときがあります。たばこの火を消し忘れた場合、火災になる可能性が高いため、吸う場所を決めておき、常に周囲の注意が行き届くようにしておくことが重要です。

1-3. 灰皿に吸い殻がたまった状態で放置されないようになっていませんか？

灰皿にたまった吸い殻に火が燃え移ると、大きな火災と、煙を発生し、火災になる可能性があります。定期的に、灰皿にたまった吸い殻をきちんと処理することが重要です。

2. 裸火を使う可能性のある場所は、職員の目がいつも行き届く様になっていますか？

裸火を使用する場合、可燃物（燃えるもの）に火が燃え移り火災に繋がる危険性があります。

裸火を使用する場所は、職員の目の届くところに設置し、万が一何かあった場合には対応できるようにしておく必要があります。

3. 放火されるおそれのある可燃物（可燃性のゴミ、洗濯前又は洗濯後のリネン（シーツ）類）は、職員の目の届くところに置かれていますか？

可燃物（燃えるもの）が無ければ、火種があっても火災は拡大しません。燃えるものが大量にある場所で火災が発生すると大火事になる可能性があります。そこで、大量の可燃物がある場合には、特に職員の目の届くところに保管する必要があります。

4. 建物の周囲及び内部に、職員の目の届きにくい場所はないようになっていませんか？

人の居ない所や見えない所で火事や事故が発生すると、対応が遅れるだけでなく大惨事に繋がる可能性があります。そのため、目が届きにくい所がある場合、カメラを設置するなどの対策を講じる必要があります。

4-1. 死角となりやすい場所には、可燃物を置かないようにしていますか？

死角となりやすい場所に置かれた可燃物は、放火の標的とされやすいです。このような場所に可燃物を放置しないようにする必要があります。

4-2. ゴミや段ボールなどは、決められた時間に、決められた集積場所に出していますか？

ゴミや段ボール等の不要品等を、安易に放置しておく、放火の標的にされることがあります。いつもきちんと管理しておく必要があります。

5. 居室内に、個別の暖房器具または電熱器具を持ち込むことを禁止されていますか？

個別に暖房器具などの器具を部屋に持ち込むと、その器具からの発熱が原因で火事になる可能性があります。そのため、器具の持ち込みはやめましょう。

6. 居室の電気のコンセントは、居室の入口から見やすいようになっていませんか？

電気コンセントから差込が外れていたり、中途半端に差し込んでいる場合、コンセントから出火することがあります。特に、外出時には不要な電源を抜くことやコンセントがきちんと差し込んであることを確認できることが大切です。そのためにも入口から見やすい位置にコンセントがあることが望まれます。

(参考)

解説 (つづき)

(火災拡大防止)

7. 居室内にスプリンクラー（水噴霧防火設備）が設置されていますか？

火災が発生した場合、早めの対応が非常に有効です。特に、火災が拡大する前に消火することができれば被害を最小限に抑えることができます。その対応として、消火器やスプリンクラーが有効です。

スプリンクラーが建物に設置されているか確認してみましょう。スプリンクラーは天井または壁に設置されています。

8. 消火器が目につく場所においてあり、その場所は、どこからでも確認できますか？

火災を発見したら、すぐ消火。その際使用するのが消火器です。消火器は普段目にしていても火災などのとっさの時には設置場所を思い出せないことがあります。いざという時に、どこからでも確認でき、すぐに使えるようにしておく必要があります。

9. カーテン、寝具等は、燃えにくい材料（防災物品、防災材料、防火材料）が使われていますか？

器具などから発生した火災が、カーテンや寝具に燃え移ると個人で消火するのが困難になります。そこで、万が一火災が発生した場合でも、カーテンや寝具が燃えにくい材料でできていれば、火災の拡大防止や火災の拡大を遅らせることができるので有効です。

(避難容易性)

10. 火災が起きた場合、入居予定者は自力で避難できそうですか？

自力で避難が困難な場合は、介助が必要になります。そのため、緊急時における介助の体制ができているか事前に確認しておくことが大切です。

10-1. 昼間に火災が起きた場合、自力避難できない入居者毎に、少なくとも一人の職員が対応できる様になっていますか？

日常だけでなく火災時における職員の役割分担が出来ているかどうか重要です。火災時の対応をするためには、日ごろの訓練にあわせ、消火をする人、介助をする人など職員（場合によっては居住者）の役割を明確にしておく必要があります。

10-2. 夜間に火災が起きた場合、自力避難できない入居者の避難を支援する人材が、常駐職員以外（例：近隣住民の応援）に確保されていますか？

夜間は職員の数が少なくなります。そんな時に火災が発生した場合、近隣住民の応援があると非常に助かります。日ごろから近隣住民とのコミュニケーションを図り、いざという時に支援をしていただける関係を築きましょう。

11. 近くに消防署がありますか？

消防署が近くにあれば、対応も早く心理的にも安心です。

12. 敷地内又は周囲に避難できる場所はありますか？

避難経路の確保はもちろんのこと避難先（避難場所）の確保も重要です。特にストレッチャーや車椅子を使用する場合には、十分なスペースが確保されている必要があります。さらに、雨天時や寒暖を考慮した対応ができているとより良いでしょう。

13. 火災警報機以外に非常用の放送設備がありますか？

①非常ベルでは状況が分かりません。パニックを防ぐためにも放送設備を活用し職員が居住者に対し適切に状況を伝える必要があります。

②通常の火災警報器では、音だけの対応となるため、高齢者によってはその音に気付かない可能性があります。そこで、光や振動など音以外の伝達手段を併用するとより効果的です。

解説 (つづき)

14. 通路にものが置かれていて、車椅子や担架など同時に多数の通行がある場合に支障がありませんか？

通路にものが置かれていると火災の原因になるばかりか、避難時に支障をきたします。スムーズな避難ができるよう、日ごろから通路には物を置かないようにしましょう。

15. 階段にものが置かれていて、扉の開閉に支障がありませんか？

階段に物が置かれ扉が閉まらない状態になると、火や煙が階段に流入し避難できなくなるだけでなく、上階に火災が延焼してしまいます。火災拡大を防止するためにも扉の開閉がきちんとできるようにしておく必要があります。

16. 火災時に、居室から2つ以上の方向に逃げることができそうですか？

あるルートが火災により先に行けない場合、別ルートから避難できることが必要です。健常者にとっては問題ない避難はしごがあっても、高齢者では使うのが困難な可能性があります。自分が逃げる時のルートを2方向以上探しておきましょう。

17. 火災時に逃げることとなる経路に、乗り越えることが困難な段差がないようになっていませんか？

ちょっとした段差があることでストレッチャーや車椅子が乗り越えられない可能性があります。予定していたルートからの避難が困難な場合でも、別ルートからの避難が可能になるように、避難の可能性のあるルートに段差がある場合にはスロープを設けて解消しておきましょう。

18. 定期的に避難訓練などが実施されていそうですか？

一度体験をしておく対応がスムーズにできるようになります。様々な状況に対応するためには、多くの体験をする必要があります。そのためにも定期的に避難訓練を実施し、緊急時に対処しておく必要があります。

19. 避難経路（階段、廊下、通路）に設置されている手すりのゆるみ、がたつき、破損等がないようになっていませんか？

歩行時に手すり等に掴まって避難する方々が多いはずですが、パニックになっているときに、歩行の手助けとなる手すりに、ゆるみ、がたつき、破損等があると、恐怖感を助長することとなります。安心して避難できるように、通常時から気をつけておく必要があります。

■ おわりに

いかがでしたでしょうか。
不安になるところがありましたでしょうか？
判断できないことについては、付近の人に聞いてみましょう。これらの点は、普段あまり気にしていないところですが、火災時には重要なポイントです。ただし、全部のポイントが必ずしも〇にならないといけないというわけではありません。疑問な点等がありましたら、遠慮せず、日本防火技術者協会にお問い合わせください。

問い合わせ先

日本防火技術者協会事務局
〒107-0052
東京都港区赤坂3丁目11番15号 赤坂桔梗ビル (株) ERS内

E-mail : webmaster@iafpe.or.jp
URL : <http://www.iafpe.or.jp>

研究会のメンバー

座長 : 佐藤博臣

メンバー : 青木義次、大野敏資、笠原勲、栗岡均、
建部謙治、富松太基、仲谷一郎、中村三智之

イラスト

東京工業大学(三輪将之、太田利史、松原啓祐)

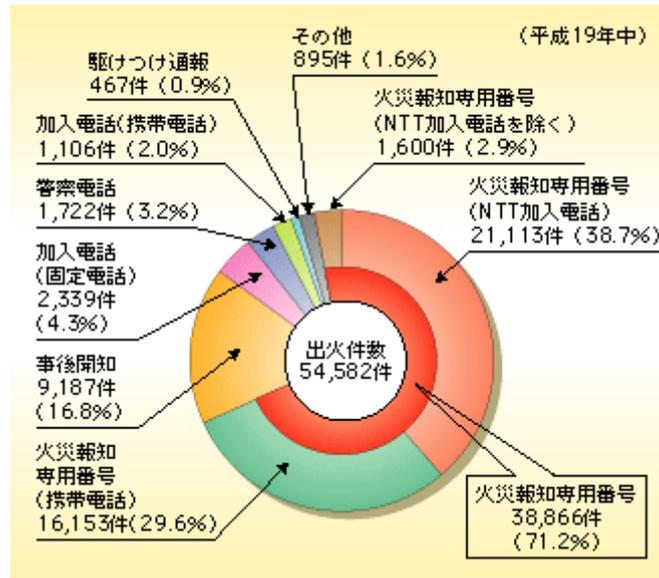
本協会は、2002年5月のS F P E (米国防火技術者協会)日本支部として発足しました。以下の行動理念の基に、2003年9月に東京都の認可団体として非営利活動団体として、海外向けのチャンネルと国内向けの体制で活動し、2008年4月時点で、会員122名、学生会員13名、賛助会員6社の団体です。インターネット上にホームページを掲載誌各種の情報を定期的に発信するとともに、各種の講演会やシンポジウムを行なっています。また、地下鉄探偵団など施設の見学会や職能を社会に認知してもらうための研究会や防火教育のあり方を考える研究会、さらに本パンフレットを作成した「高齢者福祉施設・学校教育施設の避難安全に関する研究会」など自主的な活動を進めて、市民レベルの防火意識の啓蒙に努めています。

(付録) 火災の現況

火災の覚知は119番通報、初期消火は消火器

平成19年中の消防機関における火災覚知方法についてみると、火災報知専用番号（119番）による通報が71.2%と圧倒的に多い

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数



また、初期消火の方法についてみると、消火器を使用したものが21.5%と初期消火が行われたもの（63.6%）の中で最も高い比率になっている。一方で、初期消火を行わなかったものは36.4%となっており、この値を10年前（平成10年）と比較すると1.4ポイント増加している

第1-1-7表 初期消火における消防用設備等の使用状況

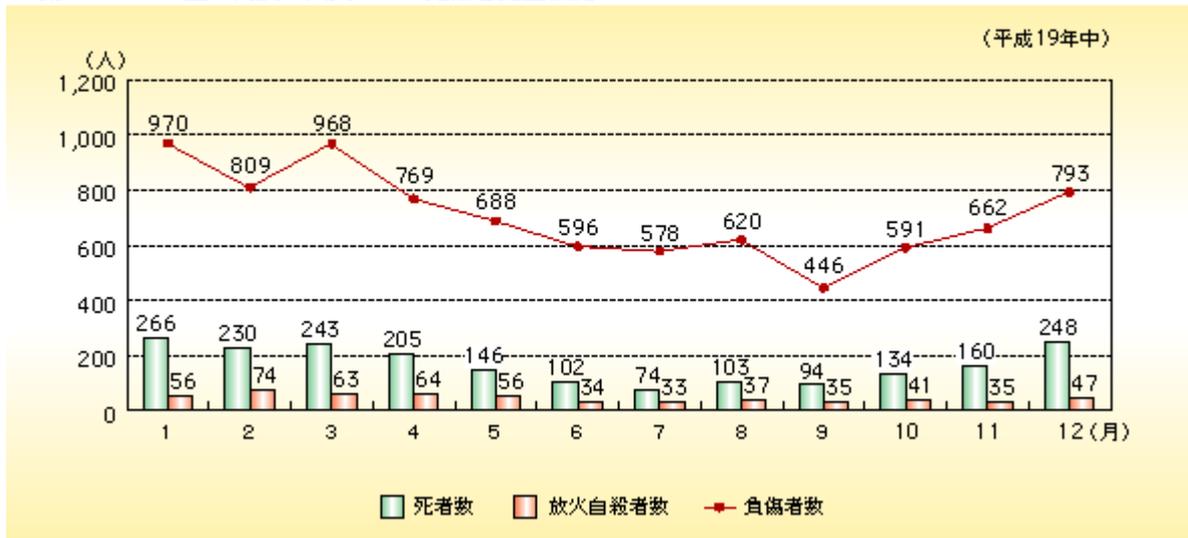
区分	簡易消火器具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
平成10年	4,252	7.8	14,067	25.8	648	1.2	16,465	30.2	19,082	35.0	54,514	100.0
平成19年	3,084	5.6	11,739	21.5	574	1.1	19,312	35.4	19,873	36.4	54,582	100.0

(付録) 火災の現況

火災による死者は冬季と就寝時間帯に多い

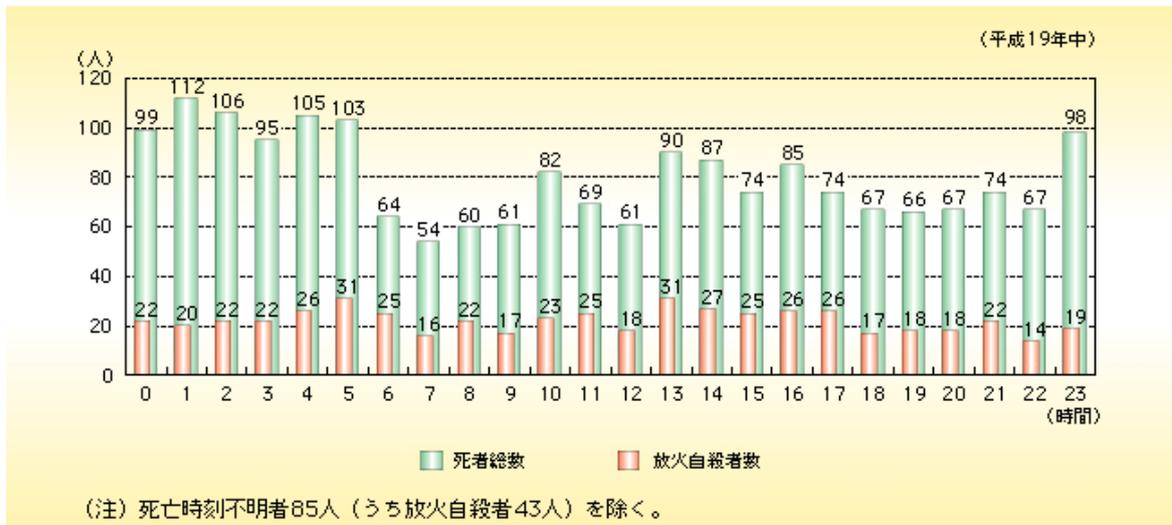
火災による死傷者発生状況を月別にみると、例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて多くなっており、平成19年中も、1月から3月及び12月の死者数の平均は月に246.8人（年間の月平均は167.1人）に上っており、この4か月間に死者総数の49.2%に当たる987人の死者が発生している

第1-1-4図 月別の火災による死傷者発生状況



平成19年中の時間帯別の火災による死者発生状況をみると、1時台が112人と最も多く、次いで2時台が106人となっている。就寝時間帯である22時から翌朝6時までの間の平均は98.1人（全時間帯の平均は1時間当たり80.0人）となっており、就寝時間帯に多くの死者が発生していることとなる

第1-1-5図 時間帯別の火災による死者の発生状況

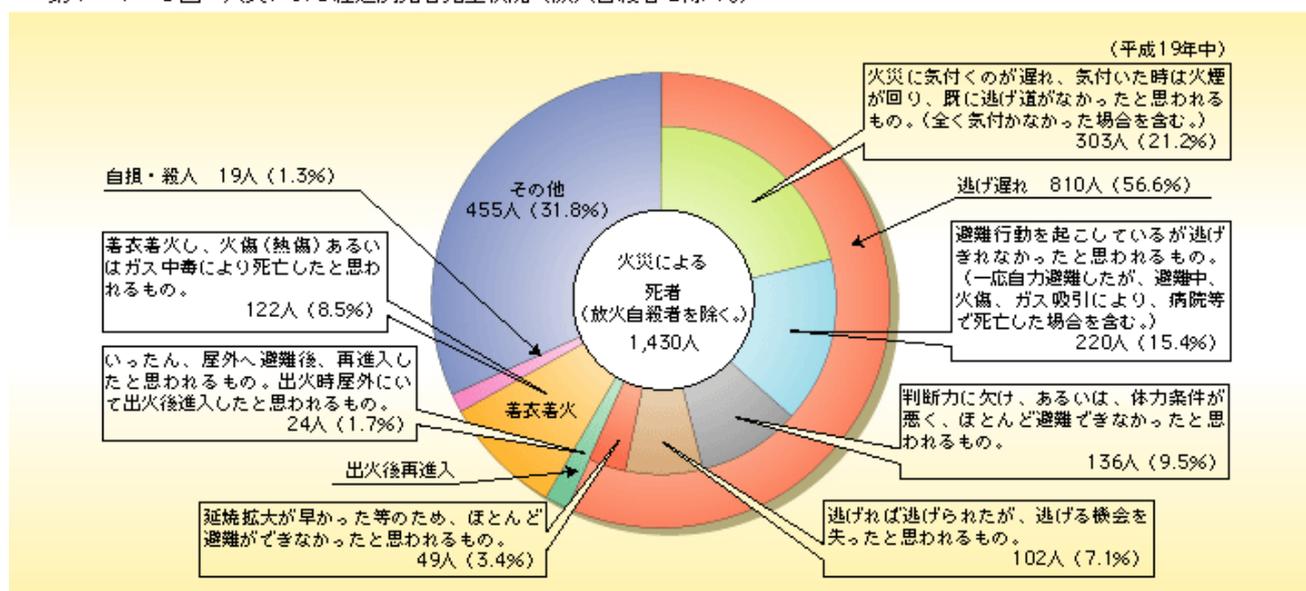


逃げ遅れによる死者が56.6%

死亡に至った経過をみると、平成19年中の火災による死者数（放火自殺者を除く。）1,430人のうち、逃げ遅れが810人で56.6%を占めている。その中でも「発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるもの（全く気付かなかった場合を含む。）」が303人と最も多く、火災による死者数（放火自殺者を除く。）の21.2%を占めている。

また、死亡に至った理由別では、「病気又は身体不自由によるもの」が192人（13.4%）、「熟睡によるもの」が157人（11.0%）となっている

第1-1-6図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者を除く。）

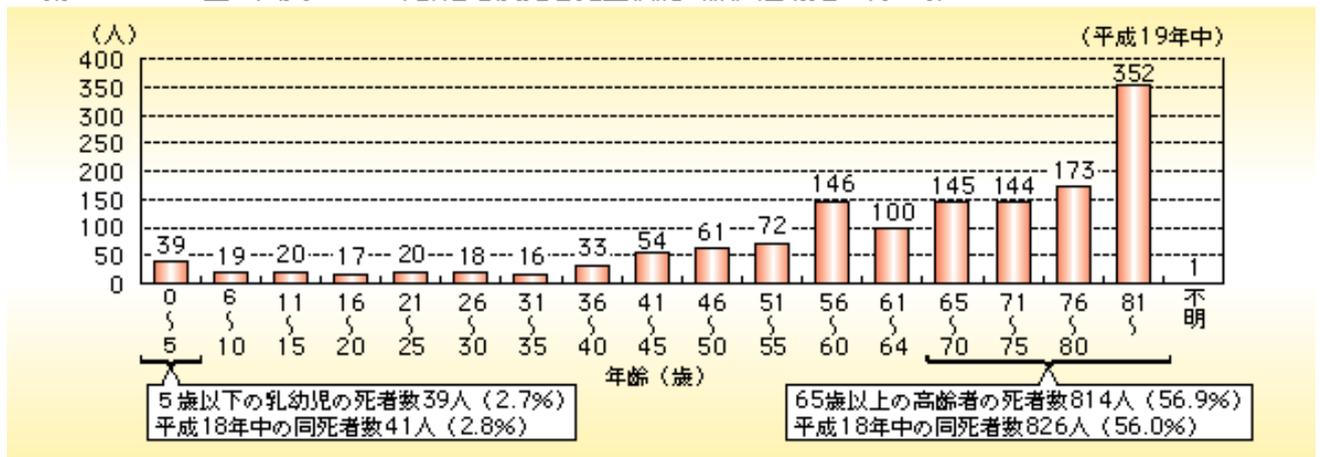


(付録) 火災の現況

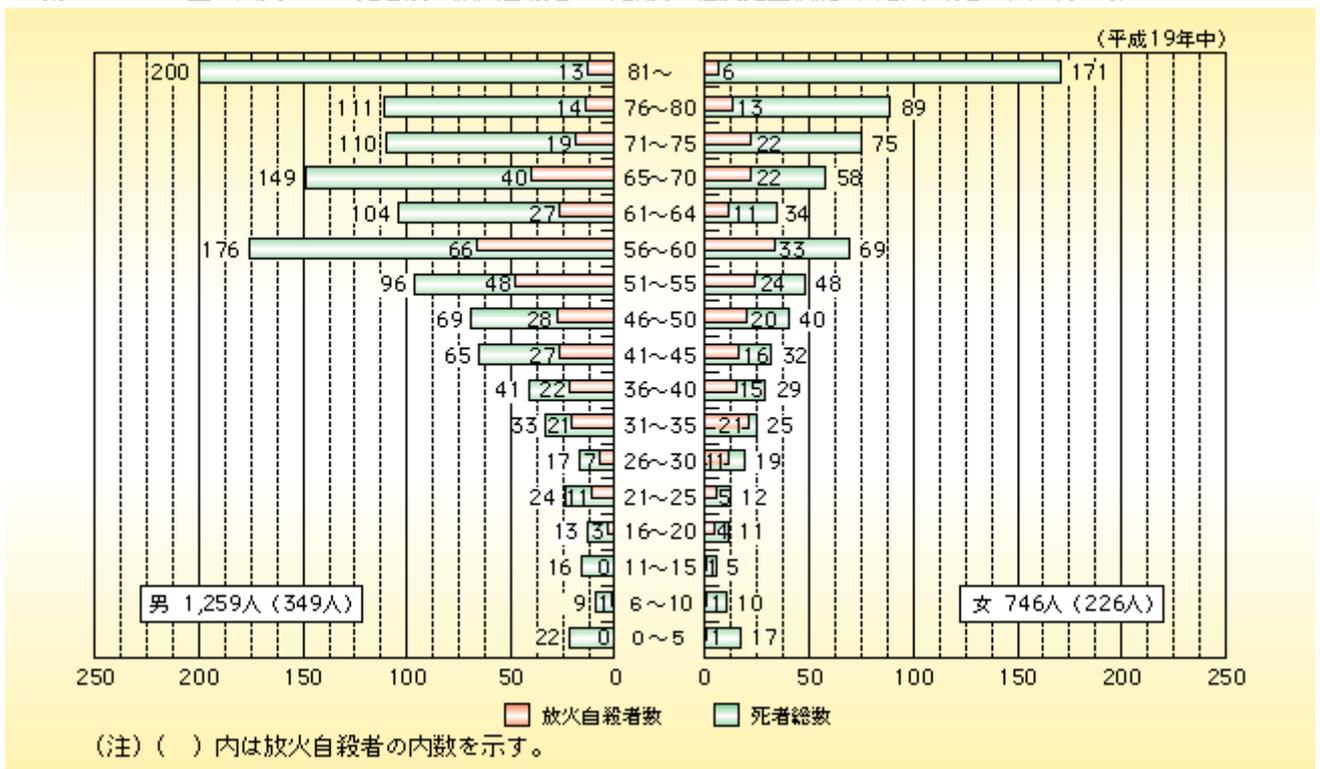
高齢者の死者が56.9%

火災による死者数（放火自殺者を除く。）を年齢別にみると、65歳以上の高齢者が814人（56.9%）を占めており、特に81歳以上が352人（24.6%）と極めて多くなっている。

第1-1-7図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者を除く。）



第1-1-9図 火災による死者及び放火自殺者の年齢別・性別発生状況（年齢不明者6人を除く。）



住宅防火対策の現況

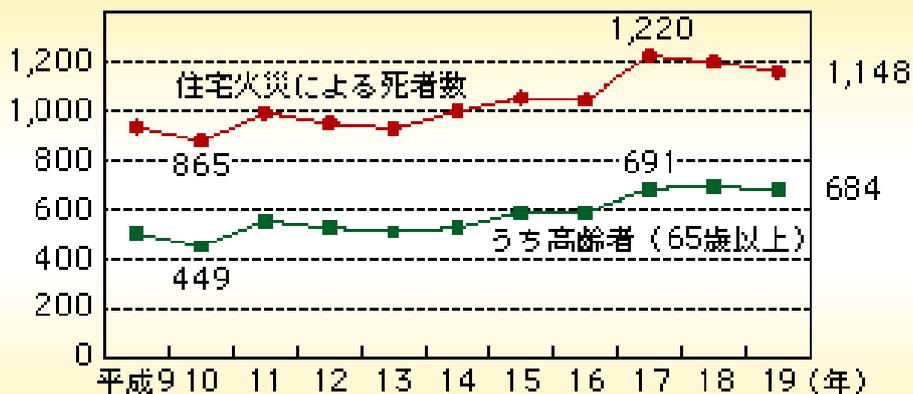
平成19年中の放火を除いた住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災の件数（1万6,177件）は、建物火災の件数（2万8,132件）の約6割、また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（1,148人）は、建物火災による死者数（1,259人）の約9割となっており、過去10年間以上この傾向で推移している。

住宅火災による死者数はわずかに減少傾向にあるが、住宅火災による死者の半数以上が**65歳以上の高齢者**であることを考えると、今後の高齢化の進展とともに、さらに住宅火災による死者が増加するおそれがある。

住宅火災による死者数は、平成15年以降5年連続して1,000人を超えるかつてない高い水準で推移している。このうち、約6割が65歳以上の高齢者であることから、高齢化の進展にあわせて今後さらに死者数が増加することが懸念されており、住宅防火対策の推進が消防行政の最重要課題の一つとなっている。

第3図 我が国の住宅火災死者数の推移

(単位：人)



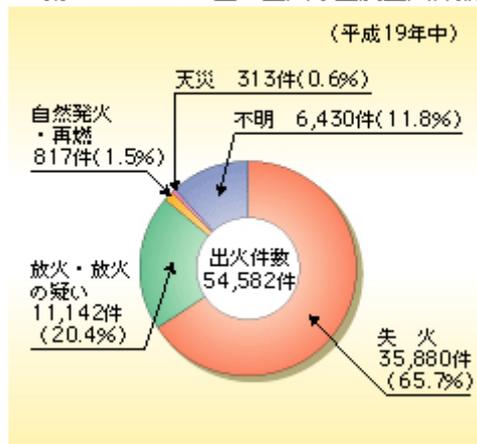
※ 放火自殺者等を除く。

(付録) 火災の現況

■ 出火原因

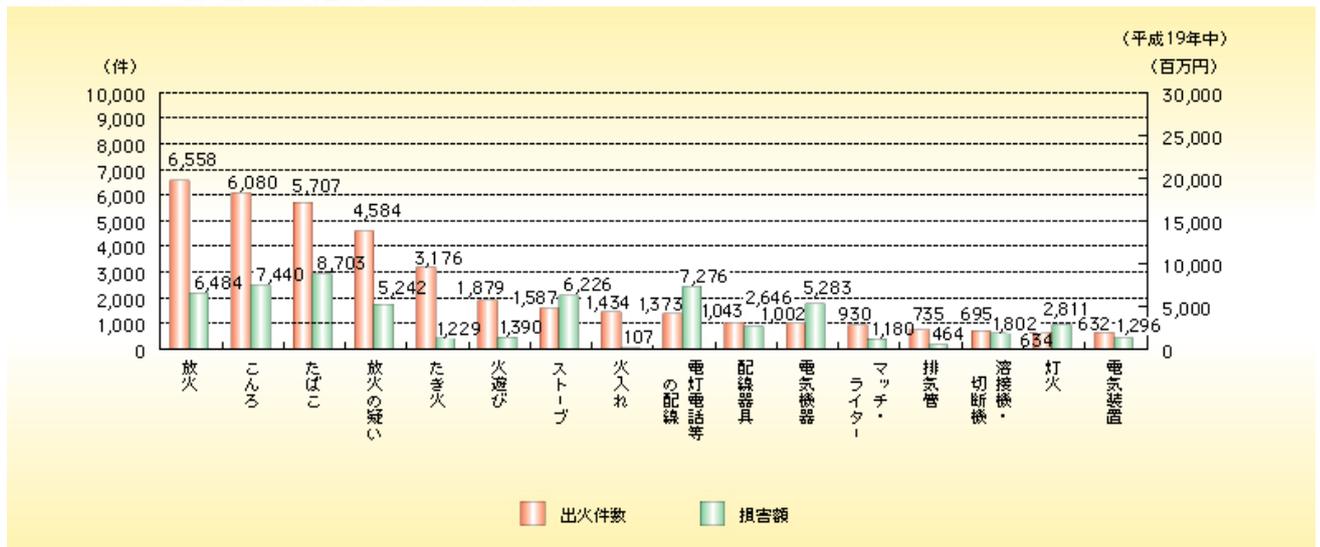
平成19年中の総出火件数5万4,582件のうち、失火による火災は3万5,880件（全体の65.7%）であり、火災の大半は火気の手配りの不注意や不始末から発生している。

第1-1-11図 出火原因別出火件数



これを主な出火原因別に見てみると、放火（6,558件）、こんろ（6,080件）、たばこ（5,707件）、放火の疑い（4,584件）の順となっている。

第1-1-12図 主な出火原因別の出火件数と損害額

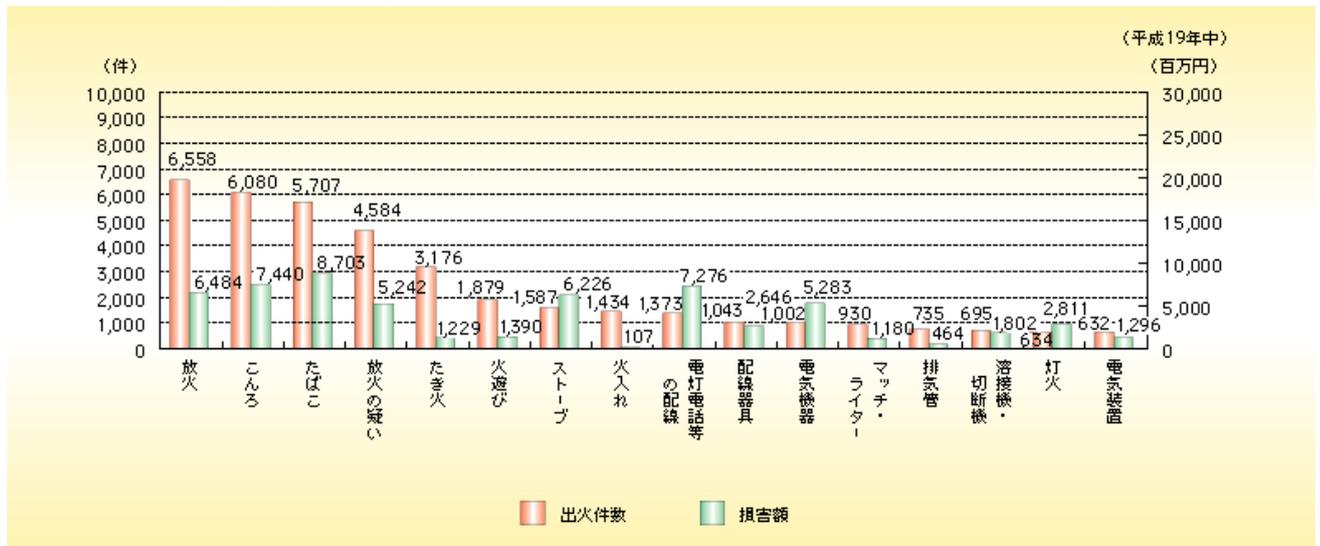


(付録) 火災の現況

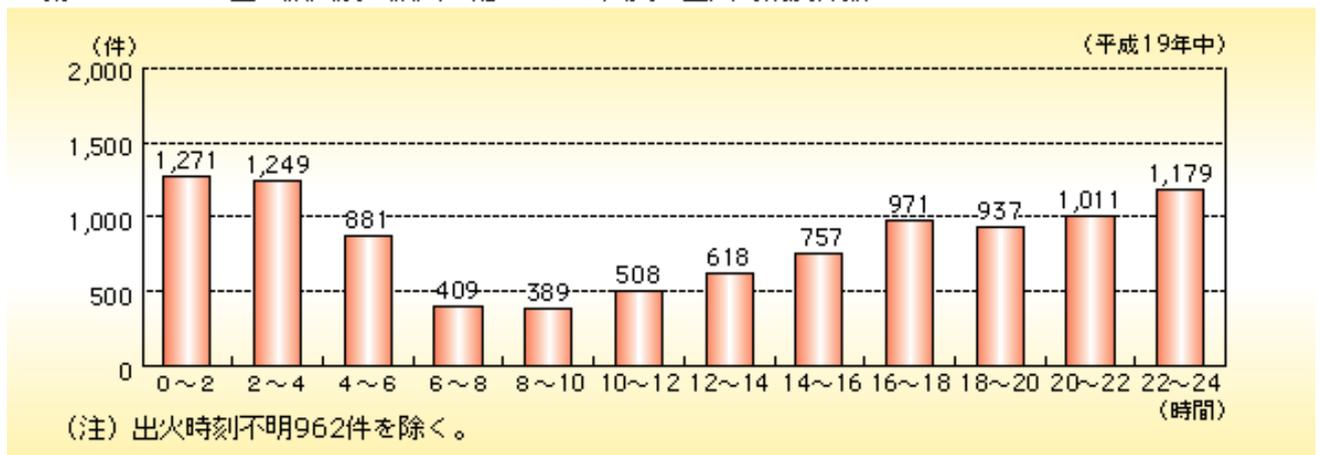
「放火」による火災が11年連続して第1位

平成19年中の放火による出火件数は6,558件であり、前年に比べ91件(1.4%)減少したものの、全火災(5万4,582件)の12.0%を占め、11年連続して出火原因の第1位となっている。これに放火の疑いを加えると1万1,142件(全火災の20.4%、対前年△126件、△1.1%)となる。

第1-1-12図 主な出火原因別の出火件数と損害額



第1-1-13図 放火及び放火の疑いによる火災の出火時刻別件数



(付録) 火災の現況

■ 着火物は「枯草」が第1位

平成19年中の全火災の着火物別出火件数は枯草が6,753件と全体の12.4%を占め、最も多くなっている。

第1-1-14表 主な着火物別出火件数

着火物	平成19年		平成18年		出火件数の増減数
	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	
枯草	6,753	12.4	5,986	11.2	767
動植物油類	4,441	8.1	4,528	8.5	△ 87
合成樹脂・成型品	2,973	5.4	3,022	5.7	△ 49
袋・紙製品	2,854	5.2	2,804	5.3	50
寝具類	2,135	3.9	2,340	4.4	△ 205
ゴミ屑(建築物等収容物)	1,916	3.5	1,936	3.6	△ 20
紙くず・わらくず	1,762	3.2	1,660	3.1	102
衣類	1,553	2.8	1,596	3.0	△ 43
ゴミ類(山林その他)	1,545	2.8	1,435	2.7	110
繊維製品	1,303	2.4	1,308	2.5	△ 5

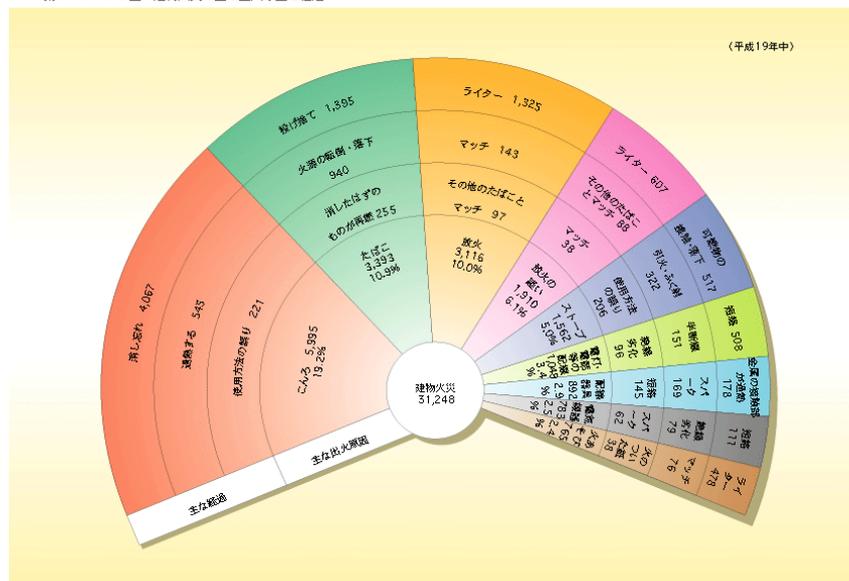
(注) 平成19年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

■ 建物火災はこんろによるものが多い

平成19年中の建物火災の主な出火原因は、こんろによるものが最も多く、次いでたばこ、放火、放火の疑い、ストーブの順となっている。

主な経過をみると、こんろを出火原因とする火災では、消し忘れによるものが67.8%、たばこを出火原因とする火災では、投げ捨てによるものが41.1%となっている。

第1-1-16図 建物火災の主な出火原因と経過

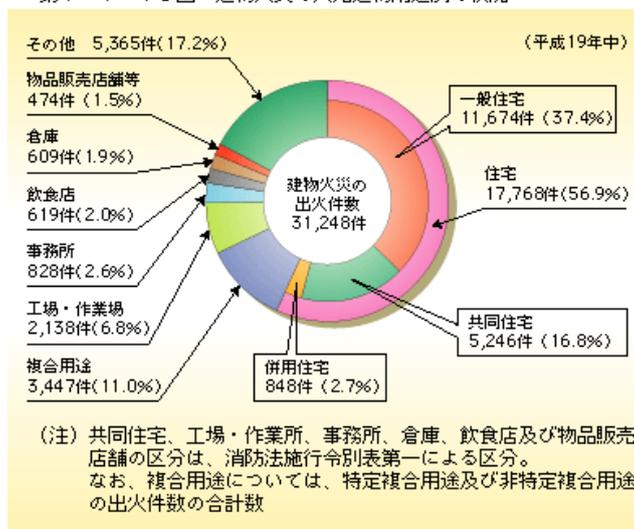


(付録) 火災の現況

住宅における火災が建物火災の56.9%

平成19年中の建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が最も多く、全体の56.9%を占めている。

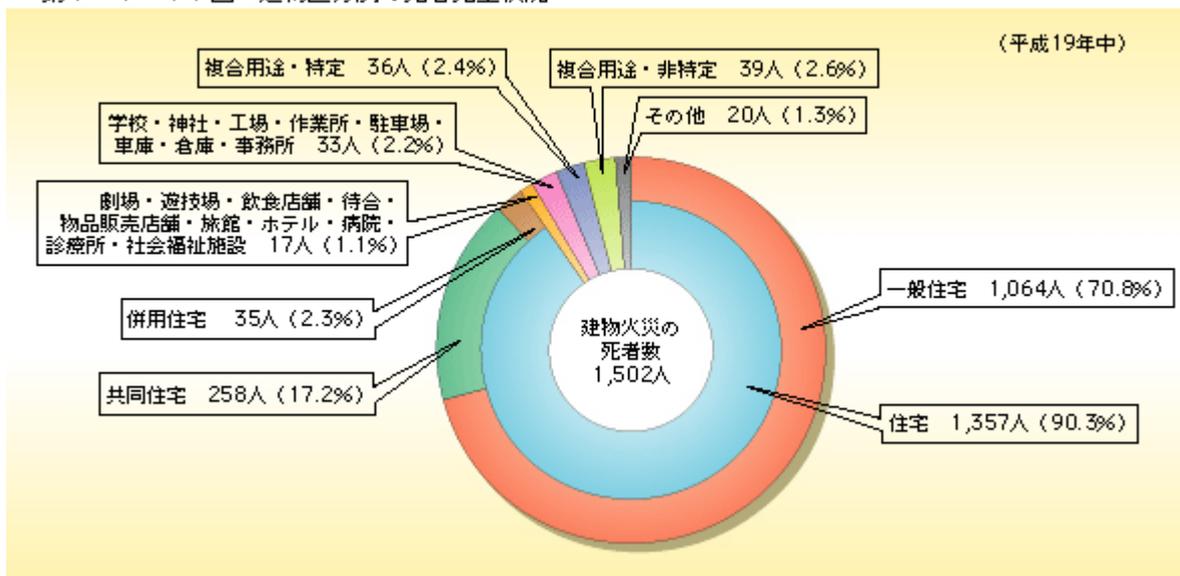
第1-1-15図 建物火災の火元建物用途別の状況



建物火災による死者の90.3%が住宅で発生

平成19年中の建物火災による死者1,502人について、建物用途別の発生状況を見ると、住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）での死者は1,357人で、建物火災による死者の90.3%を占めている。

第1-1-17図 建物区分別の死者発生状況



(付録) 火災の現況

用途別の主な火災事例

(病院)

	出火年月日	出火場所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和35年 1月 6日	神奈川県横須賀市	16	-	19,122	石油ストーブの消し忘れ
2	" 3月 19日	福岡県久留米市	11	-	1,536	不
3	" 10月 29日	愛知県守山市	5	5	2,270	放
4	昭和39年 3月 30日	兵庫県伊丹市	9	3	7,015	不
5	昭和44年 11月 19日	徳島県阿南市	6	5	10,908	放
6	昭和45年 6月 29日	栃木県佐野市	17	1	2,365	放
7	" 8月 6日	北海道札幌市	5	1	2,793	放
8	昭和46年 2月 2日	宮城県岩沼町	6	-	3,782	不
9	昭和48年 3月 8日	福岡県北九州市	13	3	57,593	蚊取線香の不始末
10	昭和52年 5月 13日	山口県岩国市	7	5	7,178	一口ソクの疑い
11	昭和59年 2月 19日	広島県尾道市	6	1	1,328	不

(社会福祉施設)

	出火年月日	出火場所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和30年 2月 17日	神奈川県横浜市	99	9	15,340	かいろの火の不始末
2	昭和43年 1月 14日	大分県日出町	6	-	2,793	アイロンの使用放
3	昭和45年 3月 20日	山梨県上野原町	4	-	不明	電気コンロの使用不適切
4	昭和48年 3月 14日	東京都東村山市	2	-	234	不
5	昭和61年 2月 8日	青森県弘前市	2	6	5,352	たばこ
6	" 7月 31日	兵庫県神戸市	8	-	56,702	放火の疑い
7	昭和62年 2月 11日	静岡県富士市	3	1	14,807	不
8	" 6月 6日	東京都東村山市	17	25	71,666	放火の疑い
9	平成18年 1月 8日	長崎県大村市	7	3	34,852	マッチ・ライター

(付録) 火災の現況

放水した建物火災の15.2%は覚知後5分以内に放水

平成19年中の建物火災における火元建物の放水開始時間別の焼損状況を見ると、消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万5,693件（建物火災の50.2%）となっている。また、覚知から放水開始までの時間が10分以内のものは1万888件（放水した建物火災の69.4%）で、このうち5分以内のものは2,392件（放水した建物火災の15.2%）となっている。

第1-1-17表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

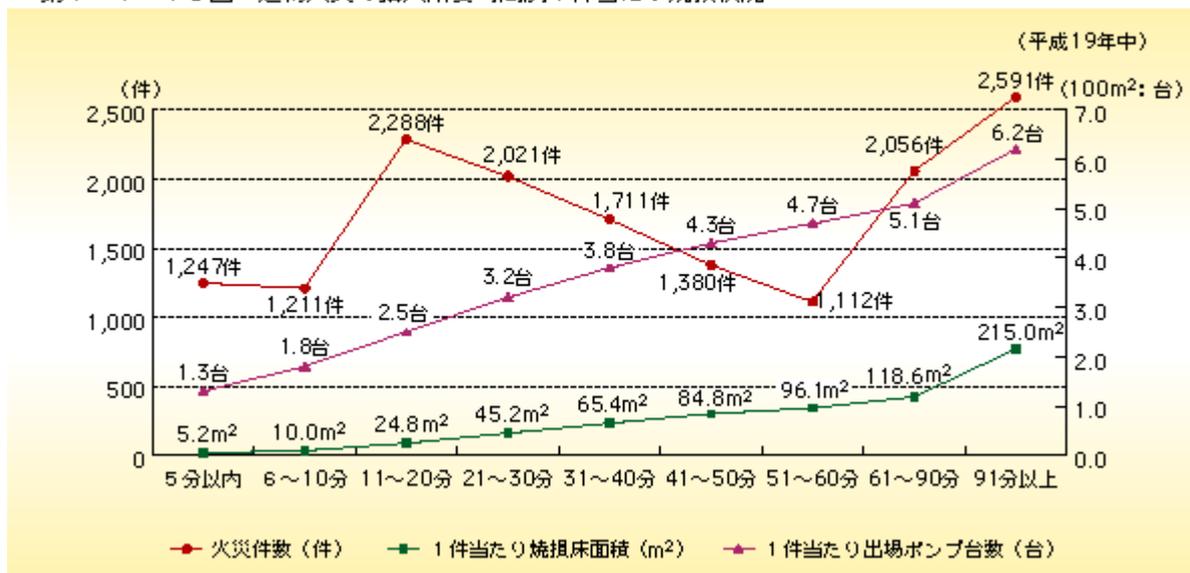
(平成19年中)

区分	出火件数 (件)			1件当たりの焼損床面積 (m ²)			1件当たりの焼損表面積 (m ²)			1件当たりの放水ポンプ台数 (台)			延焼率 (%)
	全日	昼	夜	全日	昼	夜	全日	昼	夜	全日	昼	夜	
覚知から放水開始まで													
放水した建物火災													
5分以内	2,392	1,403	989	63.5	63.2	63.9	9.8	9.1	10.8	3.3	3.3	3.3	30.6
5分を超え10分以内	8,496	4,866	3,630	79.8	73.8	87.8	7.9	6.8	9.3	3.9	3.8	4.0	33.9
10分を超え15分以内	3,436	1,847	1,589	109.2	93.3	127.6	7.9	6.8	9.2	4.2	4.0	4.4	33.7
15分を超え20分以内	870	441	429	110.7	90.8	131.1	10.2	8.3	12.2	3.8	3.7	4.0	33.4
20分を超えるもの	499	245	254	130.9	113.8	147.4	10.3	5.9	14.6	3.5	3.0	4.0	29.1
放水した建物火災全体	15,693	8,802	6,891	87.1	78.2	98.5	8.4	7.2	9.9	3.9	3.8	4.0	33.2
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)	31,248	17,505	13,743	44.4	40.0	50.0	4.8	4.4	5.3	1.9	1.9	2.0	18.9

建物火災の約半数は放水開始後30分以内に鎮火

平成19年中の消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数を見ると、放水開始後30分以内に鎮火した件数は6,767件で、放水した建物火災の43.1%を占めている。また、このうち11分から20分までに鎮火したものが2,288件で最も多くなっている。

第1-1-19図 建物火災の鎮火所要時間別1件当たり焼損状況



(付録) 火災の現況

寝具類等の防災品の普及啓発

家庭におけるカーテン、じゅうたんや消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類、自動車・オートバイカバー等についても、防災化を推進することが火災予防上有効であることから、消防庁ホームページ

(<http://www.fdma.go.jp/>) において、防災品の普及のための動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。防災対象物品以外の防災性能を有するもの(防災製品)については、財団法人日本防災協会が自主的に採用する「防災製品」表示ラベルの貼付によりその情報を提供し、消費者の利便が図られている。

第1-1-33表 防災製品の認定件数及び販売件数

防災製品の種類	ふとん類				本製等アイソント	ニット・セーター類	非常持出袋	防災頭巾	衣服類	布張家具等		自動車・オートバイ等のカバー	ローパー・クッション・椅子	展示用パネル	祭壇・祭壇用白布・祭壇マット	防護用ネット	防火服		合計
	側地・敷布・カバー	おたふく・クッション等	産毛・たんぽ・パイル・マットレス・枕	毛布・ベッド・マット・タオル・ケット						完成品	側地						防火服		
																	完成品	側地	
認定件数	8	2	7	4	4	178	4	9	8	27	26	6	7	8	2	8	8	3	319
販売件数	184,399	0	107,517	339,360	0	7,300,057	129,590	322,520	5,770	310,960	7,425	63,020	3,060	6,950	20,000	81,100	11,400	0	8,892,828
(平成18年度)販売件数	128,670	0	125,527	319,610	-	6,772,960	124,788	370,330	31,500	261,121	6,180	67,290	1,250	4,700	13,000	57,630	8,200	0	8,292,756

①布 団



防災品 非防災品

②パジャマ



防災品 非防災品

③割烹着



防災品 非防災品